

有限会社 光栄 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 8年 3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 法に基づく諸制度の調査、労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士に相談し、アドバイスを受ける
- 令和 3年 4月～ ハローワーク、年金事務所等にある制度に関するパンフレットを掲示、育児休業等の対象者には配布し説明する